



# 金沢市公報

号外第10号

平成20年(2008年)3月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
● 条 例		○金沢市図書館条例の一部を改正する条例	
○金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例 (行政経営課)	2	(企画調整課)	32
○集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例 (市民参画課)	5	○金沢市体育施設条例の一部を改正する条例 (スポーツ振興課)	33
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例 ( )	8	○金沢市産業振興資金融資条例の一部を改正する条例 (商業振興課)	34
○金沢市後期高齢者医療に関する条例 (健康保険課)	8	○金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例 ( )	34
○金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例 (環境保全課)	10	○老人等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 (保健衛生課)	35
○金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	16	○金沢市長寿お祝い金条例の一部を改正する条例 (長寿福祉課)	37
○金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 (職員課)	16	○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (健康保険課)	37
○職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 ( )	16	○金沢市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (介護保険課)	45
○金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ( )	24	○金沢市保健審議会設置条例の一部を改正する条例 (保健衛生課)	46
○市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 ( )	25	○金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例 (保健所)	46
○職員の給与に関する条例及び金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 ( )	25	○子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 (保健衛生課)	47
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ( )	30	○金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (市立病院)	48
○金沢市特別会計条例の一部を改正する条例 (財政課)	30	○金沢市営住宅条例及び金沢市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例 (市営住宅課)	48
○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 ( )	31	○金沢市宅地分譲に関する条例の一部を改正する条例 (住宅政策課)	50
○金沢市教育プラザ富樫条例の一部を改正する条例 (教育プラザ富樫)	32	○金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例 (技術管理課)	51

条 例

金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第1号

金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において」を「市長が」に改める。  
第4条の2第1項ただし書、第5条、第5条の2及び第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第8条中「教育委員会」を「、市長」に改める。  
第11条第3号、第12条、第13条、第15条並びに別表第2第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 3 金沢市スポーツ広場条例（平成11年条例第68号）の一部を次のように改正する。  
第5条第1項ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第6条から第8条までの規定、第14条第3号、第15条、第16条及び第18条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 4 金沢市スポーツ振興審議会設置条例（昭和37年条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。  
第6条中「教育委員会が」を「市長が別に」に改める。
- 5 この条例の施行の際現にスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第4項の規定により金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命した金沢市スポーツ振興審議会（以下この項において「審議会」という。）の委員は、スポーツ振興法第18条第5項の規定により市長が任命した審議会の委員とみなす。この場合において、その委員とみなされる者の任期は、前項の規定による改正後の金沢市スポーツ振興審議会設置条例第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）におけるスポーツ振興法第18条第4項の規定により教育委員会が任命した審議会

の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 6 金沢市立中村記念美術館条例（昭和50年条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第3条の2ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第11条第2項中「教育委員会が委嘱」を「市長が委嘱し、」に改める。  
第13条第4号、第14条第2項から第4項までの規定、第15条及び第17条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 7 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の金沢市立中村記念美術館条例（以下この項において「旧条例」という。）第11条第2項の規定により教育委員会が委嘱し、又は任命した金沢市立中村記念美術館運営委員会（以下この項において「運営委員会」という。）の委員は、改正後の金沢市立中村記念美術館条例第11条第2項の規定により市長が委嘱し、又は任命した運営委員会の委員とみなす。この場合において、その委員とみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第11条第2項の規定により教育委員会が委嘱し、又は任命した運営委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 8 金沢くらしの博物館条例（昭和53年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第3条の2ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条ただし書、第9条第3号、第10条第2項から第4項までの規定、第11条及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 9 金沢市立安江金箔工芸館条例（昭和60年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条の2ただし書、第11条第2項、第16条第3号、第17条第2項から第4項までの規定、第18条及び第20条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 10 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の金沢市立安江金箔工芸館条例（以下この項において「旧条例」という。）第11条第2項の規定により教育委員会が委嘱し、又は任命した金沢市立安江金箔工芸館運営委員会（以下この項において「運営委員会」という。）の委員は、改正後の金沢市立安江金箔工芸館条例第11条第2項の規定により市長が委嘱し、又は任命した運営委員会の委員とみなす。この場合において、その委員とみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第11条第2項の規定により教育委員会が委嘱し、又は任命した運営委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 11 金沢ふるさと偉人館条例（平成5年条例第34号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条の2ただし書、第11条第3号、第12条第2項から第4項までの規定、第13条及び第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。

- 12 泉鏡花記念館条例（平成11年条例第54号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条の2ただし書、第11条第3号、第12条第2項から第4項までの規定、第13条及び第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 13 金沢湯涌夢二館条例（平成11年条例第65号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条の2、第11条第3号、第12条第2項から第4項までの規定、第13条及び第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 14 金沢蓄音器館条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条の2ただし書、第11条第3号、第12条第2項から第4項までの規定、第13条及び第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 15 前田土佐守家資料館条例（平成13年条例第70号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条の2、第11条第3号、第12条第2項から第4項までの規定、第13条及び第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 16 室生犀星記念館条例（平成14年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条の2ただし書、第11条第3号、第12条第2項から第4項までの規定、第13条及び第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 17 徳田秋聲記念館条例（平成16年条例第50号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第5条ただし書、第12条第3号、第13条第2項から第4項までの規定、第14条及び第16条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 18 金沢能楽美術館条例（平成18年条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第5条ただし書、第9条から第11条までの規定、第17条第4号、第18条第2項から第4項までの規定、第19条及び第21条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 19 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項中「及び金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を削る。  
第7条及び第8条中「及び教育委員会」を削る。

- 20 この条例の施行前に附則第2項から前項まで（附則第5項、第7項及び第10項を除く。）の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会がした承認、指定その他の行為でその効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会に対してされている承認の申請その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの条例の相当規定により市長がした承認、指定その他の行為又は市長に対してされた承認の申請その他の行為とみなす。

集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

## ◎金沢市条例第2号

集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進について、その基本理念、集合住宅の住民、町会その他の地域団体、事業者及び市の役割、基本となる事項等を明らかにすることにより、集合住宅の住民を含む地域の住民相互の連帯意識を醸成するとともに、住民のまちづくりへの参画を促進し、もって良好な地域社会の形成に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において「集合住宅におけるコミュニティ組織の形成」とは、集合住宅の住民自らが地域社会を構成する一員として、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行うことを目的とする組織（以下「コミュニティ組織」という。）を設立し、又は集合住宅の存する区域における既存のコミュニティ組織に加わることをいう。

2 この条例において「集合住宅」とは、マンション、アパート等同一棟内に複数の住戸が集合している建築物をいう。

3 この条例において「町会その他の地域団体」とは、既存のコミュニティ組織又はその連合組織をいう。

4 この条例において「事業者」とは、集合住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う者をいう。

5 この条例において「コミュニティ」とは、一定の区域内に居住する者相互の連帯意識に基づく人と人とのつながりをいう。

（基本理念）

第3条 集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進は、地域における安全で安心な住みよいまちづくりに関する活動には住民の理解と協力による主体的な取組が大きな役割を果たすものであり、その取組を行うにはコミュニティが重要であるという基本的認識のもとに行われるものとする。

2 集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の主体は集合住宅の住民自身であるという認識のもとに、その自主的な取組

を基本として行われるものとする。

- 3 集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進は、集合住宅の住民の多様な価値観及び自主性を尊重しつつ、町会その他の地域団体、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、集合住宅の住民とこれらの者との相互の理解と連携のもとに、協働して行われるものとする。

(集合住宅の住民の役割)

第4条 集合住宅の住民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、コミュニティの必要性についての認識を深めるとともに、住民相互の交流を通して連帯意識を醸成し、自主的に集合住宅におけるコミュニティ組織の形成を図るよう努めるものとする。

- 2 集合住宅の住民は、基本理念にのっとり、自らが地域社会を構成する一員であることを理解し、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成に当たっては、集合住宅の存する区域の町会その他の地域団体との連絡及び調整に努めるものとする。
- 3 集合住宅の住民は、基本理念にのっとり、本市が実施する集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町会その他の地域団体の役割)

第5条 町会その他の地域団体は、基本理念にのっとり、誰もが参加しやすい開かれた活動の実施、当該活動への参加の呼びかけ等を通して、集合住宅の住民がコミュニティの必要性についての認識を深めることができるよう努めるものとする。

- 2 町会その他の地域団体は、基本理念にのっとり、その区域に新たな集合住宅が建築される場合は、当該町会その他の地域団体の活動に関する情報を事業者及び集合住宅に入居する者に提供するよう努めるものとする。
- 3 町会その他の地域団体は、基本理念にのっとり、その区域に存する集合住宅の住民による集合住宅におけるコミュニティ組織の形成のための取組を支援するよう努めるものとする。
- 4 町会その他の地域団体は、基本理念にのっとり、本市が実施する集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、集合住宅の建築に当たっては、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成に配慮した構造、設備等を有する集合住宅の建築を行うよう努めるとともに、良好な近隣関係を損なわないよう、当該集合住宅の周囲の居住環境に及ぼす影響に十分配慮するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、集合住宅の販売、賃貸又は管理に当たっては、コミュニティの必要性について集合住宅に入居する者に説明するよう努めるとともに、集合住宅の住民と当該集合住宅の存する区域の住民との良好な近隣関係が保持されるよう努めるものとする。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、本市が実施する集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、基本理念にのっとり、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進を図るために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に集合住宅の住民、町会その他の地域団体及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るための必要な措置を講じるものとする。

3 市は、基本理念にのっとり、集合住宅の住民、町会その他の地域団体及び事業者が行う集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する取組について、相互の連携と協力が図られるよう必要な調整を行うものとする。

(相談体制の整備)

第8条 市長は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進を図るため、町会その他の地域団体と連携しながら、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成に関する相談体制の整備を図るものとする。

(人材等の育成)

第9条 市長は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進を図るため、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成を推進し、又は支援する人材及び団体の育成に努めるものとする。

(事業者による連絡担当者の選任等)

第10条 規則で定める集合住宅の建築主である事業者は、新たな集合住宅の建築を行おうとするときは、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成について当該集合住宅の住民、町会その他の地域団体又は市との連絡に当たる者として、建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者ごとの担当者を選任し、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、当該集合住宅の存する区域の町会その他の地域団体に対し、その届出に係る情報の提供を行うものとする。

(援助)

第11条 市長は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(表彰)

第12条 市長は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に著しく貢献した者を表彰することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、同年10月1日から施行する。

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第3号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市農業委員会条例の一部改正)

第1条 金沢市農業委員会条例(昭和35年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2選挙区の項中「香林坊2丁目」を「香林坊2丁目 南町」に改める。

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「尾山町」の次に「、南町(4番を除く。)」を加える。

別表第2中「高岡町」の次に「、南町(4番に限る。)」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第3条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「尾山町(1番及び2番に限る。)」を「尾山町(1番及び2番に限る。) 南町」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

---

金沢市後期高齢者医療に関する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第4号

金沢市後期高齢者医療に関する条例

(趣旨)

第1条 本市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年石川県後期高齢者医療広域連合条例第35号。以下「広域連合条例」という。)に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(本市において行う事務)

第2条 本市は、保険料の徴収の事務並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 広域連合条例第2条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付

(2) 広域連合条例第17条の保険料の額に係る通知書の引渡し



- (3) 広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
- (4) 広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する石川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う処分に係る通知書の引渡し
- (5) 広域連合条例第19条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付
- (6) 広域連合条例第19条第2項の保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (7) 広域連合条例第20条の申告書の提出の受付
- (8) 前各号に掲げる事務に付随する事務  
（保険料を徴収すべき被保険者）

第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。

- (1) 本市に住所を有する被保険者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際本市に住所を有していた被保険者
- (3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者
- (4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者  
（普通徴収に係る保険料の納期）

第4条 普通徴収（法第107条第1項に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、毎月末日（12月にあつては、翌年の1月4日）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により納期とされる日が、日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、これらの日の直後の日曜日等以外の日を納期とする。
- 3 市長は、前2項に規定する納期によることが困難であると認める被保険者については、前2項の規定にかかわらず、その納期を別に定めることができる。この場合において、市長は、当該被保険者に対して、当該別に定めた納期を通知しなければならない。
- 4 前3項の規定により定められた納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその分割金額の全額は、すべて当該年度分の保険料の額が確定した日以後の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。  
（普通徴収の特例）

第5条 広域連合条例第21条の規定により保険料が賦課された場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額

が確定した日以後の納期においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料の額が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該被保険者の未納に係る保険料に充当する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第7条 正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、100,000円以下の過料に処する。

第8条 偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（本市が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度における納期の特例)

第2条 平成20年度の納期に限り、第4条第1項の規定の適用については、同項中「毎月末日」とあるのは、「7月以後の毎月末日」とする。

2 平成20年度の納期に限り、第4条第3項の規定の適用については、同項中「別に定めることができる」とあるのは、「7月1日以後において別に定めることができる」とする。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る納期の特例)

第3条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る納期についての第4条第1項の規定の適用については、前条第1項の規定にかかわらず、第4条第1項中「毎月末日」とあるのは、「10月以後の毎月末日」とする。

2 平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る納期についての第4条第3項の規定の適用については、前条第2項の規定にかかわらず、第4条第3項中「別に定めることができる」とあるのは、「10月1日以後において別に定めることができる」とする。

---

金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

## ◎金沢市条例第5号

金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 地下水の採取の抑制（第6条—第17条）

## 第3章 地下水のかん養（第18条・第19条）

## 第4章 雑則（第20条—第22条）

## 第5章 罰則（第23条—第26条）

## 附則

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、地下水位の低下に伴う地盤の沈下等が深刻化することを未然に防止するため、地下水を採取する者等の責務、井戸の設置の許可その他地下水の適正な利用及び保全のために必要な事項を定めることにより、本市の良好で持続可能な都市環境の形成に資することを目的とする。

## （用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地下水 自然界における水の循環の過程のうち地下にある水（温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉を除く。）をいう。

(2) 井戸 動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が6平方センチメートルを超えるものをいう。

## （市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、地下水を保全するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の規定により策定する施策に市民、事業者及び地下水を採取する者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

3 市は、広報活動その他の活動を通じ、地下水の保全の必要性について、市民、事業者及び地下水を採取する者の意識の高揚に努めなければならない。

## （市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、第1条の目的を達成するため、地下水が公共性の高い貴重な財産であることを認識し、その保全についての理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、本市が実施する地下水の保全のための施策に協力するよう努めるものとする。

## （地下水を採取する者の責務）

第5条 地下水を採取する者は、第1条の目的を達成するため、その採取量の削減に努めるとともに、本市が実施する地下水の保全のための施策に協力するよう努めなければならない。

2 地下水を採取する者のうち、これを用いて消雪を行う者は、降雪の状況に応じた地下水の適正な利用を図るとともに、可能な限り地下水によらない消雪の方法に転換するよう努めなければならない。

## 第2章 地下水の採取の抑制

## (設置の許可)

第6条 井戸を設置して地下水を採取しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、地下水の利用を目的としない井戸であって規則で定めるものについては、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 井戸の設置場所

(3) 井戸の用途

(4) 揚水機の吐出口の口径及び断面積

(5) 揚水機の原動機の定格出力

(6) 地下水採取計画の概要

(7) その他規則で定める事項

## (許可の基準)

第7条 市長は、前条第1項の許可の申請に係る井戸の用途が消雪用でないとき認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、用途が消雪用である井戸については、規則で定めるやむを得ない場合に該当し、かつ、地下水の適正な利用が確保されると認める場合に限り、前条第1項の許可をすることができる。

3 市長は、前項の規定に基づき前条第1項の許可をしようとするときは、金沢市環境保全条例（平成9年条例第55号）第21条に規定する金沢市環境審議会の意見を聴くことができる。

4 市長は、前条第1項の許可をする場合において、地下水を保全するため必要があるとき認めるときは、その許可に条件を付けることができる。

## (変更の許可)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「設置者」という。）は、同条第2項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

## (軽微な変更の届出)

第9条 設置者は、前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき、又は第6条第2項第1号に掲げる事項その他規則で定める事項の変更をしたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

## (承継)

第10条 設置者からその許可に係る井戸を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取する者は、当該設置者の地位を承継する。

2 設置者について相続、合併又は分割（当該許可に係る井戸を承継させるものに限

る。)があったときは、当該相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該井戸を承継した法人は、当該設置者の地位を承継する。

3 前2項の規定により設置者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第11条 設置者は、その許可に係る井戸につき次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 井戸の揚水機を動力によらないものとし、又はその吐出口の断面積を6平方センチメートル以下としたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、井戸を廃止したとき。

(許可の失効)

第12条 設置者がその許可に係る井戸につき前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その井戸に係る第6条第1項又は第8条第1項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第13条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項又は第8条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第6条第1項又は第8条第1項の許可を受けたとき。

(2) 第6条第1項又は第8条第1項の許可に付けた条件に違反したとき。

(3) 正当な理由がなく、第6条第1項の許可を受けた日から起算して2年を経過する日までに当該井戸の設置に係る工事に着手しないとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消した場合において、地下水を保全するため必要があると認めるときは、その許可を取り消された者に対し、期限を定めて、当該取消しに係る井戸による地下水の採取の停止、当該井戸の廃止その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(措置命令)

第14条 市長は、第6条第1項の許可を受けずに井戸の設置をした者、第8条第1項の許可を受けずに第6条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更した者又はこれらの許可を受けずに井戸による地下水の採取を行っている者に対し、期限を定めて、当該井戸による地下水の採取の停止、当該井戸の廃止その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(地下水の採取の届出)

第15条 設置者は、その許可に係る井戸につき地下水の採取を開始したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成16年石川県条例第16号。以下「県条例」という。)第72条第1項の規定により知事に届け出た者については、この限りでない。

(地下水の採取量の報告等)

第16条 前条の規定による届出を行った者(以下「採取者」という。)は、規則で定める

ところにより、地下水の採取量の測定を行い、その結果を記録して、これを市長に報告しなければならない。ただし、県条例第79条の規定により知事に報告した者については、この限りでない。

2 採取者は、前項の規定による地下水の採取量の測定の正確性を確保するため、既に設置している揚水機を更新しようとする場合において、新たに設置しようとする揚水機の吐出口の断面積が規則で定める断面積を超えるときは、規則で定める水量測定器を設置しなければならない。ただし、県条例第79条の規定により水量測定器を設置しなければならない者については、この限りでない。

3 前項の規定は、第6条第1項の許可を受けようとする者が設置する揚水機の吐出口の断面積が規則で定める断面積を超える場合について準用する。

(勧告)

第17条 市長は、地下水の採取による地盤の沈下の進行を防止するため必要があると認めるときは、採取者に対し、期限を定めて、地下水の採取を制限すべきことを勧告することができる。

### 第3章 地下水のかん養

(森林等の保全)

第18条 市長は、地下水のかん養を図るため、雨水の地下への浸透について高い機能を有する森林、農地、緑地等の保全に努めるものとする。

(雨水の地下への浸透の促進)

第19条 市長は、市の施設の敷地においては、緑化の推進、透水性舗装の実施、雨水浸透施設（雨水を処理するための施設で、雨水が地下に浸透しやすい構造のものをいう。以下同じ。）の設置等により雨水の地下への浸透の促進に努めるものとする。

2 市民及び事業者は、住宅、事業所等の敷地においては、緑化の推進、雨水浸透施設の設置等により雨水の地下への浸透の促進に努めるものとする。

### 第4章 雑則

(国等への要請)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に対し、地下水の採取の抑制その他地下水の保全について協力を要請しなければならない。

(報告及び立入調査等)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、地下水を採取する者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、井戸の設置の場所若しくは地下水を採取する者の事業場その他の場所に立ち入り、井戸その他の物件の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 第5章 罰則

第23条 第13条第2項又は第14条の規定による命令に違反した者は、300,000円以下の罰金に処する。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 偽りその他不正の手段により第6条第1項又は第8条第1項の許可を受けた者
- (2) 第6条第1項の規定に違反して井戸の設置をした者
- (3) 第8条第1項の規定に違反して第6条第2項第3号から第5号までに掲げる事項を変更した者

第25条 第21条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、100,000円以下の罰金に処する。

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第6条第1項の許可を受けようとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

3 この条例の施行の際現に井戸の設置（工事中の場合を含む。）をしている者は、当該井戸の設置について第6条第1項の許可を受けた者とみなす。

4 前項の規定により第6条第1項の許可を受けた者とみなされた者は、施行日から60日以内に、規則で定めるところにより、同条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。ただし、附則第8項の規定による改正前の金沢市環境保全条例第71条の規定により市長に届け出た者及び県条例第72条第1項の規定により知事に届け出た者については、この限りでない。

5 この条例の施行の際現に設置している井戸について第6条第2項第3号から第6号までに掲げる事項の変更に係る工事に着手している者は、当該井戸に係る変更について第8条第1項の許可を受けた者とみなす。

6 前項の規定により第8条第1項の許可を受けた者とみなされた者は、施行日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

7 この条例の施行の際現に設置している井戸により地下水を採取している者は、第15条の規定による届出をしたものとみなす。

8 金沢市環境保全条例の一部を次のように改正する。

第70条から第76条までを次のように改める。

第70条 市は、地下水を保全し、及び地盤の沈下を防止するために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

第71条から第76条まで 削除

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第6号

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

金沢市事務分掌条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中オを削り、カをオとし、同条第4号オ中「健康保険及び」を削り、同号に次のように加える。

カ スポーツに関する事項

第2条第5号に次のように加える。

エ 医療保険に関する事項

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

---

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第7号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2,224人」を「2,191人」に、「430人」を「427人」に、「416人」を「398人」に、「選挙管理委員会の事務部局の職員 6人」を「選挙管理委員会の事務部局の職員 5人」に、「3,525人」を「3,470人」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

---

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第8号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項、第7条、第8条」を「第5条第2項（育児休業法第12条において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及



び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項」に改める。

第3条第4号を次のように改める。

- (4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第12条を第26条とする。

第11条中「第5条」を「第14条」に改め、同条を第25条とする。

第10条を第24条とし、第9条を第23条とする。

第8条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同条を第22条とする。

- (2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員  
第7条を第9条とし、同条の次に次の12条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (5) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育

- 児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

- (1) 職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）第3条第3項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日（同条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように、かつ、1日につき午前7時から午後10時までの間において規則で定める時間以上勤務すること。
- (2) 職員の服務等に関する条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）
- ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。
- イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則の定めるところにより行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第15条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第16条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与に関する条例等の特例)

第17条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 服務等条例第2条第2項の規定により定 められたその者の勤務時間を同条第1項 に規定する勤務時間で除して得た数（以 下「算出率」という。）を乗じて得た額 とする
第5条第4項 及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 算出率を乗じて得た額とする
第5条第11項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第13条第2項 第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律 （平成3年法律第110号）第10条第1項 に規定する育児短時間勤務をしている職 員（以下「育児短時間勤務職員」とい う。）

第16条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第21条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第21条第5項及び第22条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第21条第5項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
第21条第6項	市長	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して市長

- 2 育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条の見出し及び第32条第3項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第31条	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
	第2条第3項	第2条第2項

（育児短時間勤務をした職員についての金沢市職員退職手当支給条例の特例）

第18条 金沢市職員退職手当支給条例第5条の4第1項及び第6条第4項の規定の適用

については、育児短時間勤務をした期間は、同条例第5条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての金沢市職員退職手当支給条例第6条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の金沢市職員退職手当支給条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員についての職員の給与に関する条例等の特例)

第19条 前2条の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について準用する。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第20条 第6条の規定は、任期付短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(任期付短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例等の特例)

第21条 任期付短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、服務等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第4項 及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第13条第2項 第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第16条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定す

		る勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第23条の6第2項	再任用職員	任期付短時間勤務職員
第26条	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

- 2 任期付短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条の見出し及び第32条第3項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第31条	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
	第2条第3項	第2条第4項

第6条を第8条とし、第5条の3を第7条とし、第5条の2を第6条とする。

（職員の服務等に関する条例の一部改正）

- 第2条 職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第2条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

第3条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「（再任用短時間勤務職員にあっては、前条第2項の規定に基づき定める時間）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、4週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、当該職員が再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、それぞれ前条第3項又は第4項の規定に基づき定める時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第4条第2項本文中「8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日」を「8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）」に改め、同項ただし書中「特殊の必要」を「特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）」に、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「割合で週休日」を「割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」に改める。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著

しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第17条中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条の2中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和60年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第31条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第17条の3中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第18条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第19条の見出し中「再任用職員」を「特定の職員」に改め、同条中「、第28条の5第1項」を「若しくは第28条の5第1項」に、「職員」を「職員及び育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

## ◎金沢市条例第9号

金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例



金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号中「60,000円」を「63,000円」に改め、同項第11号中「及び農業委員会部会長」を削り、「50,000円」を「53,000円」に改め、同項第12号を削り、同項第13号中「43,000円」を「46,000円」に改め、同号を同項第12号とし、同項第14号から同項第24号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第2号中「第14号」を「第13号」に、「第15号」を「第14号」に、「第22号」を「第21号」に改め、同条第3号中「第13号」を「第12号」に、「第16号」を「第15号」に、「第24号」を「第23号」に改める。

附 則

この条例は、農業委員会の次の一般選挙において選挙された委員の任期の始まる日から施行する。

---

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第10号

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与の特例に関する条例（平成14年条例第56号）の一部を次のように改正する。第1条中「平成20年3月31日まで」を「平成21年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

---

職員の給与に関する条例及び金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第11号

職員の給与に関する条例及び金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第23条の5第3項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

別表第2イの表を次のように改める。

イ 教育職給料表(2)

職員 の 区 分	職務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	331,500	424,900
	2	150,300	194,500	256,900	333,800	426,800
	3	151,800	196,200	259,700	336,100	428,700
	4	153,300	197,900	262,500	338,400	430,600
	5	154,900	199,700	265,300	340,700	432,500
	6	156,800	201,400	268,000	343,000	434,400
	7	158,600	203,100	270,700	345,300	436,300
	8	160,400	204,800	273,400	347,600	438,200
	9	162,200	206,600	276,100	349,800	440,000
	10	164,300	208,500	278,800	352,000	441,900
	11	166,300	210,400	281,500	354,200	443,800
	12	168,300	212,300	284,200	356,400	445,700
	13	170,300	214,000	286,900	358,600	447,500
	14	172,500	216,000	289,600	360,700	449,400
	15	174,700	218,000	292,300	362,800	451,300
	16	176,900	220,000	295,000	364,900	453,200
	17	179,200	221,900	297,700	366,900	455,000
	18	181,800	224,600	300,400	368,900	456,900
	19	184,300	227,300	303,100	370,900	458,800
	20	186,800	230,000	305,800	372,900	460,700
	21	189,300	232,800	308,500	375,000	462,500
	22	191,000	235,700	311,200	377,000	464,400
	23	192,700	238,600	313,900	379,000	466,300
	24	194,400	241,500	316,600	381,000	468,200
	25	195,900	244,300	319,300	382,900	470,000
	26	197,600	247,100	321,700	384,900	471,700
	27	199,300	249,900	324,100	386,900	473,400
	28	201,000	252,700	326,500	388,900	475,100
	29	202,500	255,500	328,900	390,800	476,900
	30	204,200	258,100	331,100	392,800	478,600
	31	205,900	260,700	333,300	394,800	480,300
	32	207,600	263,300	335,500	396,800	482,000
	33	209,200	265,900	337,700	398,700	483,700
	34	211,000	268,500	339,900	400,500	484,700
	35	212,800	271,100	342,100	402,300	485,700
	36	214,600	273,700	344,300	404,100	486,700
	37	216,300	276,300	346,500	405,700	487,800
	38	218,100	278,900	348,700	407,300	
	39	219,900	281,500	350,900	408,900	
	40	221,700	284,100	353,100	410,500	
	41	223,600	286,600	355,300	412,200	
	42	225,400	289,200	357,400	413,800	
	43	227,200	291,700	359,500	415,400	
	44	229,000	294,200	361,600	417,000	
	45	230,900	296,500	363,700	418,700	
	46	232,600	299,200	365,800	420,300	
	47	234,300	301,900	367,900	421,900	

	48	236,000	304,600	370,000	423,500
	49	237,600	307,100	372,100	425,200
	50	239,300	309,600	374,100	426,800
	51	241,000	312,100	376,100	428,400
	52	242,700	314,600	378,100	430,000
	53	244,300	317,000	380,100	431,700
	54	246,000	319,200	381,900	433,300
	55	247,700	321,400	383,700	434,900
	56	249,400	323,600	385,500	436,500
	57	251,000	325,900	387,300	438,200
	58	252,600	328,100	389,000	439,800
	59	254,200	330,300	390,700	441,400
	60	255,800	332,500	392,400	443,000
	61	257,400	334,700	394,100	444,700
	62	259,000	336,900	395,600	446,300
	63	260,600	339,100	397,100	447,900
	64	262,100	341,300	398,600	449,500
	65	263,600	343,500	400,100	451,200
	66	265,300	345,700	401,600	452,800
	67	267,000	347,900	403,100	454,400
	68	268,700	350,100	404,600	456,000
	69	270,200	352,100	406,100	457,600
	70	271,700	354,200	407,500	459,200
	71	273,200	356,300	408,900	460,800
	72	274,700	358,400	410,300	462,400
	73	276,000	360,400	411,700	463,900
	74	277,400	362,400	413,100	464,900
	75	278,800	364,400	414,500	465,900
	76	280,200	366,400	415,900	466,900
再任用職員以外の職員	77	281,600	368,400	417,300	467,700
	78	282,800	370,100	418,700	
	79	284,000	371,800	420,100	
	80	285,200	373,500	421,500	
	81	286,500	375,200	422,900	
	82	287,700	376,700	424,200	
	83	288,900	378,200	425,500	
	84	290,100	379,700	426,800	
	85	291,400	381,200	428,100	
	86	292,600	382,700	429,300	
	87	293,800	384,200	430,500	
	88	295,000	385,700	431,700	
	89	296,200	387,200	432,900	
	90	297,400	388,600	434,000	
	91	298,600	390,000	435,100	
	92	299,800	391,400	436,200	
	93	300,800	392,900	437,300	
	94	302,000	394,200	438,400	
	95	303,200	395,500	439,500	
	96	304,400	396,800	440,600	

97	305,400	398,200	441,700
98	306,500	399,300	442,500
99	307,600	400,400	443,300
100	308,700	401,500	444,100
101	309,600	402,600	444,900
102	310,700	403,700	445,500
103	311,800	404,800	446,100
104	312,900	405,900	446,700
105	313,800	406,800	447,300
106	314,700	407,800	447,900
107	315,600	408,800	448,500
108	316,500	409,800	449,100
109	317,500	410,700	449,700
110	318,100	411,600	
111	318,700	412,500	
112	319,300	413,400	
113	320,000	414,100	
114	320,500	414,900	
115	321,000	415,700	
116	321,500	416,500	
117	322,100	417,300	
118	322,600	418,100	
119	323,100	418,900	
120	323,600	419,700	
121	324,200	420,500	
122	324,700	421,000	
123	325,200	421,500	
124	325,700	422,000	
125	326,300	422,400	
126	326,700	422,900	
127	327,100	423,400	
128	327,500	423,900	
129	327,800	424,300	
130	328,200	424,800	
131	328,600	425,300	
132	329,000	425,800	
133	329,200	426,200	
134	329,500	426,700	
135	329,800	427,200	
136	330,100	427,700	
137	330,500	428,100	
138	330,800		
139	331,100		
140	331,400		
141	331,700		
142	332,000		
143	332,300		
144	332,600		
145	332,900		
146	333,200		

	147	333,500				
	148	333,800				
	149	334,000				
	150	334,300				
	151	334,600				
	152	334,900				
	153	335,100				
再任用職員		235,300	279,400	308,800	338,200	424,900

## 備考

- この表は、金沢市立工業高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、実習教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

(金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)  
第2条 金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に、「実習指導員」を「実習助手」に改める。

第3条第1項中「又は2級」を「、2級又は3級」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
(特定の職務の級の切替え)
- 平成20年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。  
(特定の号給の切替え)
- 前項の規定により切替日における職務の級が教育職給料表(2)の5級又は4級となる職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給と同じ号数の号給とする。  
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(委任)
- 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表 職務の級の切替表(附則第2項関係)

給料表	旧 級	新 級
教育職給料表(2)	3 級	4 級
	4 級	5 級

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第12号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。  
第25条第1項第1号中「又は介護保険料」を「、介護保険料又は後期高齢者医療保険料」に改め、同項第5号中「又は介護保険料の賦課又は」を「若しくは介護保険料の賦課若しくは徴収又は後期高齢者医療保険料の」に改め、同条第2項第5号ア中「又は介護保険料」を「、介護保険料又は後期高齢者医療保険料」に改める。

第29条第1項第1号中「又は2級」を「、2級又は3級」に改め、同号ウ中「同条例」を「服務等条例」に改め、同項第2号中「金沢市立工業高等学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第4号）第22条の2第1項に規定する」を「教育職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、」に、「教諭」を「職員及びこれらの職員との均衡上必要があるものとして市長が定める職務を担当する職員」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第13号

金沢市特別会計条例の一部を改正する条例

金沢市特別会計条例（昭和39年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「第33条」を「第49条」に、「老人保健費特別会計」を「後期高齢者医療費特別会計」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 第1条に定めるもののほか、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第39条の規定により、同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第33条に規定する老人保健費特別会計を設置するものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第14号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2号の項中「第10条第1項」の次に「若しくは第10条の2第1項から第5項まで」を加え、「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改め、同表第3号の項中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2第1項から第5項まで」を加え、「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改め、同表第4号の項中「第12条の2第1項」を「第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項まで」に、「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改め、同表第5号の項中「第12条の2第1項」を「第12条の2において準用する同法第10条第1項又は第10条の2第1項から第5項まで」に、「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改め、同表第14号の項中「第12条第1項（同法第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく住民票の写し又は」を「第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し又は第20条第1項から第4項までの規定に基づく」に改め、同表第14号の2の項中「第12条の2第1項」を「第12条の4第1項」に改め、同表中第24号の7の項を第24号の8の項とし、第24号の6の項を第24号の7の項とし、第24号の5の項の次に次のように加える。

(24)の6 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく犬又はねこの引取り	生後91日以上のも	1頭につき 2,000円
	生後91日未満のもの	1頭につき 400円

別表第86号の項を次のように改める。

(86) 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査	建築基準法第48条第14項ただし書の規定に該当する場合	1件につき 80,000円
	その他の場合	1件につき 180,000円

別表第100号の項の次に次のように加える。

(100)の2 建築基準法第68条の5の2の規定に基づく特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
--	------------------

別表第101号の項中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同表第102号の項中「第68条の5の4」を「第68条の5の5」に改め、同表第103号の項中「第68条の5の5」を「第68条の5の6」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第24号の7の項を同表第24号の8の項とし、同表第24号の6の項を同表第24号の7の項とし、同表に第24号の6の項を加える改正規定 平成20年10月1日
- (2) 別表第2号の項から第5号の項までの改正規定 戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律第35号）の施行の日
- (3) 別表第14号の項及び第14号の2の項の改正規定 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成19年法律第75号）の施行の日

金沢市教育プラザ富樫条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第15号

金沢市教育プラザ富樫条例の一部を改正する条例

金沢市教育プラザ富樫条例（平成15年条例第11号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 研修相談センター

第2条第3項中「こども総合相談センター」を「研修相談センター」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第16号

金沢市図書館条例の一部を改正する条例

金沢市図書館条例（昭和54年条例第7号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表に次のように加える。

金沢市立玉川こども図書館	金沢市玉川町2番2号
--------------	------------



第3条を次のように改める。

(分館等)

第3条 金沢市立玉川図書館に金沢市立玉川図書館城北分館及び金沢市立玉川図書館近世史料館を、金沢市立泉野図書館に金沢市立平和町児童図書館を置く。

第4条中「玉川図書館及び泉野図書館に、それぞれ」を「図書館に、」に改める。

第5条及び第6条中「玉川図書館及び泉野図書館」を「図書館」に改める。

第8条第1号中「玉川図書館又は泉野図書館」を「図書館」に改める。

第9条第1項中「玉川図書館」を「金沢市立玉川図書館」に改め、同条第2項中「玉川図書館及び泉野図書館」を「図書館」に改める。

第13条中「玉川図書館又は泉野図書館」を「図書館」に、「当該図書館」を「図書館」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第17号

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例

金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 金沢市安原スポーツ広場の項中「及び第2室内練習場」を「、第2室内練習場

及び多目的室」に改め、同表金沢市営総合プールの項中

温水	1月6日から6月30日まで及び9月1日から12月26日まで
----	-------------------------------

正午から午後9時まで

を

温水	1月6日から6月30日まで及び9月1日から12月26日まで	正午から午後9時まで
会議室	1月6日から12月26日まで	午前9時から午後9時まで

に改め、同表金沢

市営専光寺ソフトボール場の項中「夜間照明」を「グラウンドにあっては夜間照明」に、「午後9時まで」を「午後9時まで、会議室にあっては午前6時から午後9時まで」に改める。

別表第2第1項の表中

卓球室

を

卓球室

多目的室

1時間

600円

に改める。

別表第2の2第1項の表金沢市西部市民憩いの家の項中「集会室」を「多目的室」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市産業振興資金融資条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

## ◎金沢市条例第18号

金沢市産業振興資金融資条例の一部を改正する条例

金沢市産業振興資金融資条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

第10条の2 市長は、対象事業の実施のため必要があると認めるときは、第7条の規定による融資の可否の決定に併せ、貸付けの全部又は一部を当該対象事業の完了前に行うことを決定することができる。

2 市長は、前項の規定により貸付けの全部又は一部を当該対象事業の完了前に行うことを決定したときは、その旨及び当該貸付けを行う時期を申込者及び金融機関に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた金融機関は、当該通知に従い融資決定者に対し貸付けを行うものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

## ◎金沢市条例第19号

金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例（平成13年条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「店舗」の次に「、飲食店又は展示場」を加え、同号エ中「ウ」を「エ」に改め、同エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 遊技場

第5条に次の1項を加える。

- 2 事業者は、地域社会における自らの社会的責任を認識し、地域団体等が行うまちづくり活動に対する理解を深めるとともに、それぞれの実情に応じて地域貢献のための取組を行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

老人等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

## ◎金沢市条例第20号

老人等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

老人等の医療費の助成に関する条例（昭和45年条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高齢者等の医療費の助成に関する条例

第1条中「老人」を「高齢者」に改める。

第1条の2第1号を次のように改める。

- (1) 後期高齢者に係る療養の給付 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第56条第1号に掲げる療養の給付をいう。

第2条第1項中「（昭和33年法律第192号）」の次に「、高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、同項第1号を次のように改める。

- (1) 65歳以上74歳以下の者で次のいずれかに該当するもの（第3号に掲げる者を除く。）

ア 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害のある者

イ 重度の知的障害者又は石川県知事が交付する療育手帳（以下「療育手帳」という。）の所持者

第2条第1項第3号中「医療を受けることができる」を削り、「該当するもの」の次に「（後期高齢者に係る療養の給付を受ける者に限る。）」を加え、同号ア中「老人保健法施行令（昭和57年政令第293号）」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」に改め、同条第2項中「老齢福祉年金の支給の停止をする場合に準じて市長が定める額以上」を「、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別障

害者手当の支給制限に該当する額」に改め、同条第7項中「老齢福祉年金」を「特別障害者手当」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 この条例による医療費の助成を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより、前条第1項第1号から第3号までに掲げる者にあつては当該資格を証する受給者証の、同項第4号から第6号までに掲げる者にあつては当該資格を証する資格証の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により、受給者証の交付を受けた者（前条第1項第2号に掲げる者に限る。）が指定療養機関等（市長が指定する病院、診療所、薬局その他の療養機関をいう。）において保険診療を受けるときは当該受給者証を、資格証の交付を受けた者が指定医療機関等（市長が指定する病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）において保険診療を受けるときは当該資格証を提示するものとする。

第3条第1項第1号中「前条第1項第1号」を「第2条第1項第1号」に、「同条第1項第1号」を「同項第1号イ」に改め、同項第2号中「前条第1項第3号に」を「第2条第1項第3号に」に、「老人保健法第28条第1項及び第3項並びに第28条の2」を「高齢者の医療の確保に関する法律第67条から第69条まで」に、「第46条の5の2第4項」を「第78条第4項」に、「第28条第1項各号」を「第67条第1項各号」に、「前条第1項第3号イ」を「第2条第1項第3号イ」に、「第46条の8第1項に規定する高額医療費」を「第84条第1項に規定する高額療養費」に改め、同項第3号中「前条第1項第4号」を「第2条第1項第4号」に改め、同条第2項ただし書中「前条第1項第2号」を「第2条第1項第2号」に、「者については、」を「場合については」に改め、「初日から」の次に「、同項第2号に掲げる者が同項第3号に該当することとなった場合については同号に該当することとなった日から」を加え、同条第3項を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 この条例による医療費の助成は、市長が別に定める場合を除き、その助成を受けようとする者の申請があつた場合に行うものとする。

2 医療費の助成を受けようとする者（資格証の交付を受けた者に限る。）が、第2条の2第2項の規定により指定医療機関等において資格証を提示して保険診療を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該指定医療機関等から提供される情報に基づき石川県国民健康保険団体連合会から市長に当該保険診療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、同項の規定による申請があつたものとみなす。

#### 附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第2項及び第7項の改正規定並びに附則第3項の規定 平成20年8月1日

(2) 第2条の次に1条を加える改正規定、第3条の改正規定（「前条第1項第1号」を「第2条第1項第1号」に、「前条第1項第3号に」を「第2条第1項第3号に」に、「前条第1項第3号イ」を「第2条第1項第3号イ」に、「前条第1項第4号」を

- 「第2条第1項第4号」に、「前条第1項第2号」を「第2条第1項第2号」に改める部分に限る。)及び第4条の改正規定並びに附則第4項の規定 平成20年10月1日
- 2 この条例(前項各号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の高齢者等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後の保険診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の保険診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条第2項及び第7項の規定は、平成20年8月1日以後の保険診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の保険診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第4条の規定は、平成20年10月1日以後の保険診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の保険診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 5 改正後の第2条の2第2項の規定による指定療養機関等及び指定医療機関等の指定その他この条例を施行するために必要な準備行為は、附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行前においても行うことができる。

金沢市長寿お祝い金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第21号

金沢市長寿お祝い金条例の一部を改正する条例

金沢市長寿お祝い金条例(昭和46年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「77歳、80歳、88歳、90歳」を「88歳」に改める。

第3条第1項中「次のとおり」を「1人につき年額30,000円」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第22号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例(昭和34年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第14条中「(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条及び第17条の2において同じ。)」を削り、同条第1号中「3歳に達する日の属する月の翌月」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日」に改め、同条第2号中「3歳に達する日の属する月」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日」に改め、同条第3号中「10分の1」を「10分の2」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3  
第16条第2項中「準用する場合を含む」を「準用し、又は例による場合を含む。第17条第2項において同じ」に改める。

第17条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第18条第1項中「本市は」の次に「、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって」を加え、同項第4号から第7号までを削り、同項第8号を同項第4号とする。

第19条の2中「令」を「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）」に改め、「）及び」の次に「後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに」を加える。

第19条の3中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第8条の2第1項に規定する退職被保険者及び同条第2項に規定する退職被保険者の被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）以外の国民健康保険の被保険者（以下「一般被保険者」という）」を「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ）」に、「第6項」を「第4項」に改め、同条第1号中「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「老人保健法の規定による医療費拠出金」を「高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）」に改め、「から、法第70条第1項第2号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額」を削り、「老人保健法の規定による拠出金及び介護納付金（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金をいう。以下同じ）」を「前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という）」に改め、「支給に要する費用の額並びに」の次に「後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び」を、「合算額」の次に「から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）」を加え、同条第2号中「負担金（」の次に「高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに」を、「による調整交付金（」の次に「後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに」を、「都道府県調整交付金（」の次に「後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに」を加え、「第72条の3第1項の規定

による繰入金」を「第72条の4第1項の規定による繰入金、法第72条の5の規定による負担金」に、「第74条及び」を「第74条の規定による補助金、法」に改め、「補助金（」の次に「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」を加え、「、同条の規定による貸付金（」を「及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」に、「執行に要する費用及び」を「執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」に、「第72条の2の2第1項」を「第72条の3第1項」に、「第72条の4」を「附則第7条第1項」に改め、「療養給付費等交付金」の次に「（以下「療養給付費等交付金」という。）」を加える。

第20条を次のように改める。

#### 第20条 削除

第21条中「1世帯」を「当該世帯」に改め、「被保険者均等割額」の次に「の合算額の総額」を加え、「ときは」を「場合には」に、「合算額」を「合計額」に改める。

第22条第2項中「1世帯」を「その世帯」に改める。

第26条第1項第1号中「所得割総額」を「基礎賦課総額の100分の50に相当する額」に改め、同項第2号中「被保険者均等割総額」を「基礎賦課総額の100分の35に相当する額」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

第26条の2中「1世帯」を「当該世帯」に改め、「算定した所得割額及び被保険者均等割額」の次に「の合算額の総額」を加え、「世帯別平等割額の合算額」を「世帯別平等割額の合計額」に、「場合にあっては」を「場合には」に、「被保険者均等割額の合算額」を「被保険者均等割額の合算額の総額」に改める。

第26条の5（見出しを含む。）中「及び世帯別平等割額」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）

第26条の5の2 第26条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第26条第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯（当該世帯

に他の被保険者がいない場合に限る。) 第26条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

第26条の6中「560,000円」を「470,000円」に改め、同条の次に次の9条を加える。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第26条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額

(第31条第5項において準用する同条第1項から第4項までの規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金

(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、

法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、

法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)

及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)

その他国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。))に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。)の額の合算額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第26条の6の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、

当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第26条の6の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る当該年度分の市民税の所得割額

に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合において、その世帯に属する一般被保険者に係る当該年度分の市民税の所得割額がないときは、当該一般被保険者に係る他の市町村における当該年度分の市町村

市民税の所得割(退職所得に係る所得割を除く。)の額(当該他の市町村における市町村市民税の所得割の算定の基礎となる税率が市税賦課徴収条例第30条の3に規定する税率と異なる場合においては、同条に規定する税率によってこれを算定した額)をもって、前

項の市民税の所得割額とする。

3 前2項の市民税の所得割額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。



(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第26条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る当該年度分の市民税の所得割額(令第29条の7第3項第5号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第2位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに公示しなければならない。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第26条の6の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、当該所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第26条の6の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の市民税の所得割額に、第26条の6の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 第26条の6の4第2項及び第3項の規定は、前項の規定による所得割額を算定する場合について準用する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第26条の6の8 第26条の6の6の被保険者均等割額は、第26条の6の5の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第26条の6の9 第26条の6の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第26条の6の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第26条の6の5第1項第3号イに定めると

ころにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第26条の6の10 第26条の6の3又は第26条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第26条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第26条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第31条において同じ。)は、120,000円を超えることができない。

第26条の7中「第31条第7項」を「第31条第6項」に、「第6項」を「第4項」に改め、同条第2号中「第74条及び」を削り、「並びに同条の規定による」を「及び」に、「第72条の2の2第1項」を「第72条の3第1項」に改める。

第26条の8を次のように改める。

第26条の8 削除

第26条の9中「1世帯」を「当該世帯」に改め、「被保険者均等割額」の次に「の合算額の総額」を加え、「合算額」を「合計額」に改める。

第26条の10第2項中「1世帯」を「その世帯」に改める。

第26条の11第1項第1号中「所得割総額」を「介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額」に改め、同項第2号中「被保険者均等割総額」を「介護納付金賦課総額の100分の35に相当する額」に改め、同項第3号中「世帯別平等割総額」を「介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額」に改める。

第28条の見出しを「(普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)」に改め、同条第1項中「保険料」を「普通徴収に係る保険料」に改める。

第30条を次のように改める。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第30条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合における当該納付義務者に係る第21条、第26条の2、第26条の6の3若しくは第26条の6の6の額(被保険者数が増加し、又は減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第26条の9の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第5項若しくは第6項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第21条、第26条の2、第26条の6の3若しくは第26条の6の6の額若しくは第26条の9の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第5項若しくは第6項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第

1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

第31条第1項中「560,000円」を「470,000円」に改め、同項第1号中「世帯主及び」を「世帯主、」に改め、「その世帯に属する被保険者」の次に「及び特定同一世帯所属者」を加え、同項第2号中「)の数」の次に「と特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)の数の合計数」を加え、同項第3号中「被保険者の数」の次に「と特定同一世帯所属者の数の合計数」を加え、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項第1号」を「前項第1号」に、「同号又は同項第2号」及び「同項第1号又は第2号」を「同項各号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とし、同条第6項中「第4項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「前各項」を「第1項から第4項まで」に、「560,000円」を「470,000円」に、「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第21条又は第26条の2」とあるのは「第26条の6の3又は第26条の6の6」と、「470,000円」とあるのは「120,000円」と、前項中「第26条第2項及び第3項」とあるのは「第26条の6の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

第35条第1項中「災害等により生活が著しく困難となった」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 災害等により生活が著しく困難となった者

(2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間にある者に限る。)

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

附則第1項を附則第1条とし、附則第2項を附則第2条とする。

附則第3項を削る。

附則第4項の見出しを「(平成20年度及び平成21年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)」に改め、同項中「平成19年度から平成21年度までの各年度」を「平成20年度及び平成21年度」に、「附則第16項第1号」を「附則第26条第1項第1号」に、「法附則第17項」を「同条第2項」に、「法附則第16項第2号」を「同条第1項第2号」に、「附則第16項の」を「附則第26条第1項の」に改め、同項を附則第3条とする。

附則第5項中「国民健康保険の」を削り、「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第4条とする。

附則第6項中「前項」を「前条」に改め、「国民健康保険の」を削り、「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第5条とする。

附則第7項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「。以下「特定公的年金等控除額」という」を削り、「同条第7項」を「同条第5項及び第6項」に改め、同項を附則第6条とする。

附則第8項から附則第13項までを削る。

附則第14項の前の見出しを削り、同項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第7条第1項とし、附則第15項を同条第2項とし、附則第16項中「附則第14項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条に見出しとして「(株式等に係る譲渡所得等に係る保険料の算定の特例)」を付する。

附則第17項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第4項(同条第7項)」を「第2項(同条第5項及び第6項)」に、「同条第4項」を「同条第2項」に改め、同項を附則第8条とする。

附則第18項の前の見出しを削り、同項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第4項(同条第7項)」を「第2項(同条第5項及び第6項)」に、「同条第4項」を「同条第2項」に改め、同項を附則第9条第1項とし、附則第19項を同条第2項とし、同条に見出しとして「(先物取引に係る雑所得等に係る保険料の算定の特例)」を付する。

附則第20項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第4項(同条第7項)」を「第2項(同条第5項及び第6項)」に、「同条第4項」を「同条第2項」に改め、同項を附則第10条とする。

附則第21項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第4項(同条第7項)」を「第2項(同条第5項及び第6項)」に、「同条第4項」を「同条第2項」に改め、同項を附則第11条とする。

附則第22項及び附則第23項を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市国民健康保険条例の規定は、平成20年度分からの保険料について適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第23号

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例（平成18年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成20年度における保険料率の特例）

5 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号。以下「平成19年改正令」という。）による改正後の平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 改正後の第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第1号に該当するもの 45,600円
- (2) 改正後の第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第2号に該当するもの 47,310円
- (3) 改正後の第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第3号に該当するもの 51,300円
- (4) 改正後の第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（平成19年改正令による改正後の平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第1号に該当するもの 54,720円
- (5) 改正後の第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第2号に該当するもの 57,000円
- (6) 改正後の第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第3号に該当するもの 60,420円
- (7) 改正後の第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主

及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第4号に該当するもの 66,120円

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

---

金沢市保健審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第24号

金沢市保健審議会設置条例の一部を改正する条例

金沢市保健審議会設置条例（昭和53年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 健康増進法（平成14年法律第103号）第4条に規定する健康増進事業に関する事項

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

---

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第25号

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第1医科診療報酬点数表」を「、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第26号

子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

子育て支援医療費助成に関する条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第2号中「又は」を「である子どもの保護者又は」に、「組合員若しくは被保険者」を「被扶養者である子どもの保護者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、高齢者等の医療費の助成に関する条例（昭和45年条例第4号）第2条第1項第2号に掲げる者に該当することにより同条例による医療費の助成を受けることができる子どもの保護者は、この条例による当該子どもに係る医療費の助成を受けることができない。

第4条中「者は、児童に係る医療費の助成を受けようとする場合を除き」を「乳幼児の保護者は」に改め、同条に次の2項を加える。

2 この条例による医療費の助成を受けようとする児童の保護者は、市長が別に定めるところにより、当該資格を証する医療証の交付を受けることができる。

3 前2項の規定により医療証の交付を受けた子どもの保護者は、指定医療機関等（市長が指定する病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）において当該子どもが保険診療を受けるときは、当該医療証を提示するものとする。

第6条に次の1項を加える。

3 医療費の助成を受けようとする保護者が、第4条第3項の規定により指定医療機関等において医療証を提示して保険診療を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該指定医療機関等から提供される情報に基づき石川県国民健康保険団体連合会から市長に当該保険診療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、同項の規定による保護者の申請があったものとみなす。

#### 附 則

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条第3項の規定は、平成20年10月1日以後の保険診療に係る医療費について適用し、同日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。

3 改正後の第4条第2項の規定による児童に係る医療証の交付、同条第3項の規定による指定医療機関等の指定その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。





(金沢市営住宅条例の一部改正)

第1条 金沢市営住宅条例(平成9年条例第65号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第5号まで」を「第6号まで」に、「及び第5号」を「、第5号及び第6号」に、「第1号)」を「第1号及び第6号)」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

第7条第2項中「第5号まで」を「第6号まで」に、「及び第5号」を「、第5号及び第6号」に改める。

第12条に次の1項を加える。

2 市長は、前項に規定する同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第13条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の承認を受けようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第44条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合

第44条第4項及び第5項中「第4号」を「第5号」に改め、同条第6項中「第1項第5号」を「第1項第6号」に改める。

第58条を次のように改める。

(駐車場の使用者の資格)

第58条 市営住宅の共同施設として設置した駐車場(以下「駐車場」という。)を使用することができる者は、当該市営住宅の入居者のうち次の各号の条件を具備する者でなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、第1号に掲げる条件については、この限りでない。

(1) 当該入居者又は同居者自らが使用している自動車の駐車する場所を必要としていること。

(2) 当該入居者又は同居者が暴力団員でないこと。

(金沢市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 金沢市特定公共賃貸住宅条例(平成14年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改める。

第6条に次の1号を加える。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

第11条に次の1項を加える。

2 市長は、前項に規定する同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承

認をしてはならない。

第12条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の承認を受けようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第33条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合

第34条第1項を次のように改める。

特定公共賃貸住宅に附置する駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる者は、当該特定公共賃貸住宅の入居者のうち次の各号の条件を具備する者でなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、第1号に掲げる条件については、この限りでない。

- (1) 当該入居者又は同居者自らが使用している自動車の駐車する場所を必要としていること。  
(2) 当該入居者又は同居者が暴力団員でないこと。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市宅地分譲に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

## ◎金沢市条例第29号

金沢市宅地分譲に関する条例の一部を改正する条例

金沢市宅地分譲に関する条例（昭和48年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「自ら」を「本人又はその親族（3親等内の者に限る。以下同じ。）が」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、前条第3項の場合にあっては、住宅用分譲地の分譲の申込みをすることができる者は、第三者（本人又はその親族が居住するための住宅を必要とする者に限る。以下同じ。）に住宅用分譲地とともに譲渡することを目的として住宅の建設を行う者であると市長が認める者（以下「住宅建設業者」という。）で、住宅用分譲地の購入に必要な資金の支払能力を有する者とする。

第4条第3項中「利便施設用分譲地」を「分譲地」に改める。

第8条中「譲受人」の次に「（住宅建設業者を除く。）」を加え、同条ただし書中「ときは」を「ときは、」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 譲受人（住宅建設業者に限る。）は、契約締結の日から5年の間は分譲地を分譲価格を超える額で譲渡することができない。  
3 住宅建設業者から分譲地を譲り受けた者は、市長と住宅建設業者との契約締結の日から5年の間はその権利を譲渡することができない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

第10条中「、自ら居住する」を「本人若しくはその親族が居住し又は第三者に譲渡する」に、「、自ら営業する」を「自ら営業する」に改める。

第11条第2項中「分譲価額」を「分譲価格」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

---

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第30号

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例（平成14年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「700円」を「800円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第2項の規定は、平成20年4月1日以後に搬入する建設発生土の処理について適用し、同日前に搬入した建設発生土の処理については、なお従前の例による。

平成20年(2008年)3月26日 印刷  
平成20年(2008年)3月26日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
カネモト印刷(株)